

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2021年2月18日～2021年2月24日)

令和3年(2021年)2月26日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
政治 政府による今後のワクチン接種計画の発表 上院における人権擁護官候補者案の否決 野党「市民プラットフォーム」による「女性の権利パッケージ」の発表 上院による広告課税法案への非難決議の採択 コヴァルスキ国有財産副大臣の解任 国家記憶院ヴロツワフ支部長の辞任 新型コロナウイルス関連の規制措置強化に関する発表 下院による大統領提出の最高裁判所法改正案の可決 ポーランド軍統合参謀長及び作戦司令官、ボスニアヘルツェゴビナのEUFORへの派遣部隊を視察 米陸軍第5軍団副団長、ポーランド軍全般司令部を表敬 シュチェルスキ大統領全権代表による三海域イニシアティブに関する発言 ナヴァリヌィ氏事案に関する制裁延長を求める上院決議の採択 ノルド・ストリーム2に関するラウ外相の発言 ラウ外相とクレーバ・ウクライナ外相との共同寄稿の掲載 ドゥダ大統領の国連人権理事会への出席 ラウ外相のEU外務理事会出席 ラウ外相とプリンケン米国务長官との電話会談の実施 軍のモジュール式病院の立ち上げ								【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書 在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
治安等 国境警備隊などがスロバキアへの越境などについて注意喚起 モラヴィエツキ首相が道路の安全に関するプログラムを発表 国家警察本部が2020年における交通事故件数などを発表								
経済 「ニューディール」に関するモラヴィエツキ首相のフェイスブック投稿 BGKによる利子補給制度 ゴヴィン副首相兼開発・労働・技術大臣、医薬品・医療用品の生産の重要性を強調 付加価値税(VAT)の乖離削減 1月の失業率 ベンチャーキャピタル市場関連動向 政府向けプロバイダーの設立を計画 エネルギー政策関連動向 洋上風力発電法関連動向 チェコ政府、ポーランド石炭採掘計画を欧州連合司法裁判所へ付託予定 戦略エネルギー・インフラ担当政府全権委員、2050年気候中立にコミットせず、公平な移行基金を半額受領と発言								
大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 大使館広報文化センター開館時間(10月26日(月)より、当面の間入館を一時見合わせ) 文化行事・大使館関連行事								

在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp	
---	--

政 治

内 政

政府による今後のワクチン接種計画の発表【18日】

18日、ドヴォルチク首相府長官は、今後数週間におけるワクチン接種計画を発表した。同計画では、3月7日までに教員のワクチン接種を完了し、同日よりワクチン未接種の医療従事者に対する接種を行うとしている。また、3月15日からは、国家ワクチン接種プログラムのグループ1bにあたる慢性疾患があり重症化リスクが高い者への接種を開始し、3月22日からは、グループ1cにあたる軍人、国家機能に関わる政府職員、60歳～65歳の高齢者に対する接種が開始される見込みである。

上院における人権擁護官候補者案の否決【18日】

18日、上院は、1月21日に下院にてヴァヴジク外務副大臣が次期人権擁護官の候補者として指名されたことを受け、同候補者案の審議を行い、賛成48票、反対51票、棄権1票でこれを否決した。新たな人権擁護官の選出には、下院の指名案に上院が同意する必要があり、現在上下院で与野党のねじれが生じているため、選出が難航している。

野党「市民プラットフォーム」による「女性の権利パッケージ」の発表【18日】

18日、野党「市民プラットフォーム」(PO)は、「女性の権利パッケージ」を発表した。同政策案では、医師や臨床心理士との協議等の要件を満たした上で、妊娠12週までの中絶を可能とするほか、国家による性教育の保障、出産前検査への財政支援、障害のある子供の育児における財政的・医療的支援等につき規定している。

上院による広告課税法案への非難決議の採択【19日】

19日、上院は、政府の広告課税法案への非難決議を賛成51票、反対45票、棄権3票で採択した。同決議案では、メディアの独立の破壊を目的とする政府法案を通じた国民の自由及び権利への制限に断固として反対し、同法案は広告収入を主とする地方メディアへの過度な負担となり、公共メディアの特権的な地位の保障につながると非難している。

コヴァルスキ国有財産副大臣の解任【20日】

20日、サシン副首相兼国有財産大臣は、モラヴィエツキ首相がコヴァルスキ国有財産副大臣を解任したと発表した。同大臣は、解任理由について問われ、エネルギー部門全体を監督し、エネルギー転換に強

く関与する国有財産省において、政府の大部分とコヴァルスキ副大臣との間に大きな見解の差があったと述べた。コヴァルスキ副大臣は、政府の採択した、石炭消費の大幅削減を含むエネルギー転換を規定する2040年までのポーランドエネルギー戦略を批判していた。

同日、コヴァルスキ副大臣の所属する連立与党「連帯ポーランド」は、ポーランド国営通信(PAP)に送付した声明の中で、同副大臣の解任は与党間の連立協定に反すると抗議した。同党は、今次解任は昨年12月のEU予算に関する欧州理事会の結論文書と2040年までのポーランドエネルギー戦略に関する内閣の承認決議に同党が反対した直後に実施されたと指摘し、欧州理事会の結論文書に合意したモラヴィエツキ首相の決定は悪い結果をもたらすと改めて主張した。

国家記憶院ヴロツワフ支部長の辞任【22日】

22日、戦時中及び共産主義時代の犯罪調査を行う国家記憶院(IPN)のシャレク所長は、グレニウフ同院ヴロツワフ支部長代行の辞表を受理したと発表した。同支部長代行は2月9日に同職に就任したが、その後、第二次世界大戦前の全体主義思想を有するポーランドの極右組織と関係を持っていた事実が明らかになった。グレニウフ支部長の進退をめぐることは、同事実が明らかになった後、ドゥダ大統領をはじめ、与野党政治家、歴史家、共産主義時代の反体制活動家、在ポーランド・イスラエル大使館等から任命を疑問視する意見や辞任を求める声があがっていた。

新型コロナウイルス関連の規制措置強化に関する発表【24日】

24日、ニエジェルスキ保健大臣は、記者会見にて、1日の新規感染者数が12,000人を超え、第3波の感染拡大が加速していると述べ、2月27日～3月14日の規制措置の変更について発表した。ヴァルミンスコ・マズルスキエ県では、ホテル、ショッピングモール、映画館、劇場、博物館、プール、テニスコート等の再閉鎖、小学1～3年生を含む全学年の授業の再リモート化が実施され、その他の15県では現行の規制措置が延長される。また、口及び鼻を覆う際に、今後はフェイスガードやスカーフ等の使用が禁止され、マスク着用のみが認められる。入国関係では、チェコ及びスロバキア国境からの全ての入国者が隔離措置対象となるが、二度のワクチン接種を受

けた者及び48時間以内に発行された検査の陰性証明を有する者は、同措置が免除される。

下院による大統領提出の最高裁判所法改正案の可決【25日】

25日、下院は、2月18日に大統領が下院に提出した最高裁判所法改正案の投票を行い、同改正案を採択して上院に送付した。同改正案では、現行法の施行日(2018年4月3日)前に現行憲法下で下された判決に対し、検事総長または人権擁護官の仲介を得て実施される特別抗告の期限を2年延長し、

2023年4月3日まで実施可能としている。また、同改正案は、最高裁判所の各部長官の選出方法に関し、選出に必要な定足数を最低で全裁判官の3分の1とし、それでも選出が実現しない場合は、大統領が長官代行を指名するとしている。特別抗告の期限延長については与野党とも賛成しているが、最高裁各部長官の選出方法の変更をめぐるのは、本年8月で現行法施行前より現職を務める民事部長官及び労働・社会保険部長官が退任することから、最高裁の人事変更を掌握する試みであるとして野党より批判がなされている。

外交・安全保障

ポーランド軍統合参謀長及び作戦司令官、ボスニアヘルツェゴビナのEUFORへの派遣部隊を視察【17日-18日】

17日-18日、アンジェイチャク統合参謀長及びピョトロフスキ作戦司令官は、ボスニア・ヘルツェゴビナ(BH)にてEUFOR任務に従事しているポーランド派遣部隊を視察した。同視察においては、駐BHポーランド大使の他、プラッツァーEUFOR司令官、同地NATO司令部サラエボのフォレストッド准将及びマソビッチ・BH軍参謀長等との意見交換も行われた。

米陸軍第5軍団副団長、ポーランド軍全般司令部を表敬【18日】

18日、ポズナンに展開する米陸軍第5軍団司令部前方指揮所のマッケンリック副団長がポーランド軍全般司令部を訪問し、同軍団の準備状況及びポーランド軍との協力及び共同訓練について意見交換を行った。

シュテルスキ大統領全権代表による三海域イニシアティブに関する発言【18日】

18日、シュテルスキ大統領全権代表は、プリンケン米國務長官による三海域イニシアティブ(3SI)への支持を表明するビデオ・メッセージが公表されたことについて、重要かつ歓迎されるべきであり、米新政権の3SIへのコミットメントを改めて確認するワシントンからの重要な声であるとツイートした。ビデオ・メッセージは11日の3SI外相会合に際して発表されたもので、17日に同長官のツイッターで公表された。同長官は、ビデオ・メッセージにおいて、3SIは地域の大きな発展とEU統合の強化に資するものであり、また、エネルギー安全保障の強化は三海域地域及び欧州全体の安定にとって不可欠であると強調した。

ナヴァリヌ氏事案に関する制裁延長を求める上院決議の採択【19日】

19日、上院は、ロシアの反政府活動家ナヴァリヌ氏に対する実刑判決が決定したことを受けて、E

Uによるロシアに対する制裁の延長を求める決議を賛成98棄権2で採択した。同決議は、ナヴァリヌ氏に対する実刑判決は、ロシア当局による民主的な抗議活動に対する残虐な抑圧であると非難し、EUは、国際的な民主的コミュニティとともにこれまでのロシア当局による一貫した攻撃的な政策から戦略的な教訓を引き出さなければならないと強調した。また、同決議は、これまでの類似の制裁にもかかわらずロシアによる人権侵害はエスカレートしていると指摘し、世界の民主主義国家に対してロシアの抗議活動者の自由と尊厳を保護するためにロシアに対して圧力をかけることを求めた。

ノルド・ストリーム2に関するラウ外相の発言【21日】

21日、ラウ外相は、シャヒーン米上院議員がノルド・ストリーム2(NS2)の建設を阻止するよう米政府に求めたことを受けて、米国が信頼する欧州の同盟国やパートナーが直面する課題に対する同議員のリーダーシップに感謝するとツイートした。また、同外相は、NS2は欧州のエネルギー安全保障を妥協させるものであるとともに、同盟国間に楔を打ち込むものであり、このまま建設を進めることは許されないとツイートした。

20日、米政府は、現段階においてはNS2に関して新たな制裁を課すことは考えていないと発表していた。

ラウ外相とクレーバ・ウクライナ外相との共同寄稿の掲載【21日】

21日、ポリティコ紙において、ノルド・ストリーム2(NS2)の建設阻止を求めるラウ外相とクレーバ・ウクライナ外相による共同寄稿が掲載された。両外相は、西欧が強力かつ強靱であることに両国共通の利益があることを確認した上で、NS2は、ロシアによる欧州へのガス供給のコントロールを強化し、ウクライナを欧州から切り離すことを意図するものであると強調した。また、両外相は、ポーランドとウクライナは、NS2建設の危険性についてかねてから警告してきたと指摘するとともに、この問題において米国が果た

すべき重要な役割について強調した。

ドゥダ大統領の国連人権理事会への出席【22日】

22日、ドゥダ大統領は、ビデオ会合形式で開催された国連人権理事会に出席し、ベラルーシ当局に対して対話を求める反体制派に対する抑圧政策を終了すること及びロシア当局に対してナヴァリヌイ氏の解放を求めた。同大統領は、国際社会は沈黙してはならず、すべての国が国際人権法上の義務を果たさなければならないと強調した。また、同大統領は、新型コロナウイルスの影響についても言及したほか、基本的な人権である宗教及び信念の自由は国際的に保護される必要があると強調した。ポーランドは、2020年から2022年まで国連人権理事会の理事国を務めることとなっている。

ラウ外相のEU外務理事会出席【22日】

22日、ラウ外相は、ブリュッセルで行われたEU外務理事会に出席した。国際情勢に関する議論において、ラウ外相は、ベラルーシ当局によるジャーナリスト及び人権活動家への更なる抑圧に対応する必要性について指摘するとともに、欧州委員会に対して民主的なベラルーシのための経済支援プランを発表することを呼びかけた。また、EUの対露政策について、ラウ外相は、人権の保護や偽情報を含む攻撃的なハイブリッド活動に対するレジリエンスの強化、ウクライナの領土保全に対する一致した立場の維持に集中するべきであると強調した。さらに、同外相は、ナヴァリヌイ氏の訴追及びロシアの抗議活動者に対する残虐な抑圧は、これらの責任者に対する制裁を含むEUからの適切な措置が取られないままではならないと指摘した。同理事会は、ナヴァリヌイ氏の不法な拘禁への責任者に対する制裁を迅速に採択することを決定した。

オンラインで出席したプリンケン米務長官との議論において、ラウ外相は、保健、気候、貿易、EUの近隣政策を含む地域協力といった国際的な課題に対するトランス・アトランティック協力のための野心的なアジェンダについて支持を表明した。また、同外相は、中・東欧諸国を含む欧州における米政権の強力なプレゼンスの維持の表明と三海域イニシアティブへの継続した関与に対して謝意を述べた。さらに、同外相は、米国による世界民主主義サミット開催に

対する支持と民主主義共同体の創設メンバーであるポーランドのこの分野における関与の意思を表明した。

ラウ外相とプリンケン米務長官との電話会談の実施【23日】

23日、ラウ外相は、プリンケン米務長官と電話会談を行い、ポーランドと米国のパートナーシップの強化を継続する意思を確認した。両外相は、トランスアトランティック・コミュニティを強化するため、二国間及び国際機関における緊密な対話と協力を継続していくことで合意した。ラウ外相は、安全保障上の共通の脅威認識について、特にロシアからの脅威について指摘し、米国が欧州及びポーランドの近隣に関与し続けることに対する希望を表明し、ノルド・ストリーム2(NS2)に対する米国の政策の継続を期待していると述べた。また、ラウ外相は、三海域イニシアティブ(3SI)への米国議会の超党派及び米国政府からの支持について歓迎した。

ラウ外相は、ウクライナの民主的改革の強化及び同国のユーロ・アトランティックへの願望のためのポーランドの取組について説明し、この分野における米国との協力の必要性について強調した。また、同外相は、米国との協力のプライオリティは、昨年8月15日に署名された強化防衛協力合意(EDCA)の完全な履行を含む安全保障及び防衛分野であると述べた。また、ラウ外相は、経済及びエネルギー安全保障における協力を深化させる必要性について強調した。この文脈において、ラウ外相は、原子力の発展の基礎を構築するポーランドと米国の二国間協定の効力発生に必要な国内の法的手続が完了したことを通知した。

軍のモジュール式病院の立ち上げ【23日】

23日、ブワシュチャク国防相は、ワルシャワのシャセルフ(Szaserów)通りにある軍事医学研究所のモジュール式病院の立ち上げ式に出席した。同モジュール式病院には、人口呼吸器と患者モニターを備えた66床の集中治療ベッドがあり、診断とロジスティックのインフラが完備され、必要に応じて124人の患者を収容することができる。

治 安 等

国境警備隊などがスロバキアへの越境などについて注意喚起【22日】

国境警備隊HPによると、スロバキア側は2月15日以降、ポーランド側からスロバキアに入国できる経路を制限しており、数か所の通過経路が閉鎖されているとのことである。また、外務省HPによると、同17日からスロバキアに入国するポーランド市民は、

入国後14日間の自宅又はスロバキア側施設での自主隔離を行う必要があるという。

モラヴィエツキ首相が道路の安全に関するプログラムを発表【23日】

モラヴィエツキ首相は、2021年から2024年までにおける道路インフラの安全に関する計画を採択し

たと発表した。同計画では、歩行者の安全に重点をおき、インフラの安全性を確保することを目的としている。同首相の説明によると、横断歩道の安全性を向上させることを優先し、歩道や自転車専用道路の建設も行っていくという。また、2024年までに約25億ズロチが同計画に費やされる。同首相は、交通事故による死亡者数を少なくとも40%、重傷者数を少なくとも41%減少させることが目標であると指摘した。

国家警察本部が2020年における交通事故件数などを発表【24日】

国家警察本部は、2020年に発生した交通事故の件数などを発表した。それによると、昨年1年間で記録された人身事故件数は23,540件(2019年:30,288件、以下同)で、同事故による死亡者数は2,491名(2,909名)、負傷者数は26,463名(35,477名)であったほか、車両同士の接触事故件数は382,046件(455,454件)であった。また、歩行者のうち、事故に巻き込まれて死亡した者は469名(631名)、負傷した者は4,700名(6,361名)。このほか、飲酒運転により捕まった者は98,841名(110,971名)であった。

経 済

経済政策

「ニューディール」に関するモラヴィエツキ首相のフェイスブック投稿【24日】

24日、モラヴィエツキ首相はフェイスブックにおいて、最新技術への投資はポーランド経済の未来であり、新たな社会経済プログラム「ニューディール」の土台の一つであると投稿した。また、最新技術、再生可能エネルギー及びエネルギー転換への投資は、現下の厳しい時期には特に重要であるとした。さらに、第四次デジタル革命やグリーン・エネルギー需要に対応し、近年ではリチウムイオン・バッテリー製造において先陣を切っており、これはポーランドが正しい方向に向かっていることの一例であるとした。

BGKによる利子補給制度【24日】

新型コロナウイルス感染症により最も影響を受けた企業を対象に、ポーランド国家政策投資銀行(BGK)による2年間の利子補給制度を設ける法案が検討されている。法律施行日以降に結ばれた融資及び同施行日以前に結ばれた融資のうち、法律で規定される条件を満たすものが利子補給の対象となる。対象となる業種は開発・労働・技術省に

より決定されるが、輸送、観光、飲食、ホテル、エンターテインメント、衣料品販売等が含まれると見られる。利子補給制度による2020年～2029年の政府支出は最大5億6,700万ズロチに上る見込み。

ゴヴィン副首相兼開発・労働・技術大臣、医薬品・医療用品の生産の重要性を強調【24日】

ゴヴィン副首相兼開発・労働・技術大臣は、ポーランドは医薬品・医療用品分野といった主要部門の生産能力を回復させるべきであると述べた。また、同副首相は、企業及び研究部門はポーランド経済の競争力及び生産性を向上させるべく協力する必要があると強調し、ポーランドの知見・技術の活用は開発・労働・技術省の生産性戦略の目標の一つであると付言した。同副首相によると、ポーランドにおける産業開発は多角的に進められるべきであり、デジタル化、サプライチェーンの短縮、原材料及び半完成品の供給源の多角化を図るべきことである。また、開発のもう一つの重点分野は低排出及び排出ゼロの製品、企業、解決策に向けた取組であると述べた。

マクロ経済動向・統計

付加価値税(VAT)の乖離削減【22日】

サルノフスキ財務次官によると、ポーランドは付加価値税(VAT)の税収見込みと実際の税収の乖離を大幅に減少させることができたという。欧州委の統計によると、ポーランドのVATの乖離は2015年には24.7%であったのが、2019年には9.7%まで減少し、これはEU平均予測の10.9%よりも低くなっている。サルノフスキ次官は、コロナ禍にも拘わらず、政府は犯罪者による抜け穴を塞ぎ、電子請求書を導

入するなど様々な施策を講じてきたとし、これにより、脱税者の銀行口座にお金が入ること無く、ポーランドの家族や企業支援に活用することが出来たとした。

1月の失業率【23日】

中央統計局(GUS)によれば、1月の失業率は6.5%(対前月比0.3%増)で、1月末時点の登録済み失業者数は109万400人となった(2020年12月末時点では104万6,400人)。

ポーランド産業動向

ベンチャーキャピタル市場関連動向【22日】

ポーランド開発基金(PFR)のボリス総裁は、ポーランドのベンチャーキャピタル市場は急速に発展しており、2020年は記録的な年であったと述べた。同総裁は、同市場への投資は過去3年間で10倍に増加したとし、2020年の投資額は20億ズロチ(約2億4,400万ユーロ)を超えたと述べた。

政府向けプロバイダーの設立を計画【24日】

政府は、首相府、大統領府、下院、上院のオフィスにサービスを提供する、戦略的通信ネットワーク

の事業者の設立を検討している。ニュースポータル「money.pl」の情報によると、法案では、事業者は国有企業「Exatel」になるという。政府の担当者は、新しい事業者の設立には数か月かかるため、既存の事業体を適応させる方が容易であると説明している。他方、ポーランドの民間事業者はこの発表を批判し、政府は多くの質問に答えていないとの見解を示した。さらに、ビジネス団体「Lewiatan」の専門家は、このアイデアは最近の国有化の傾向に沿っているとコメントしている。

エネルギー・環境

エネルギー政策関連動向【19日】

ジスカ再生可能エネルギー源担当政府全権委員は、2040年までのポーランドのエネルギー政策は、かなり保守的なものであり、将来更新される可能性があるとした。同代表は、クリーンなエネルギー源への移行はポーランドにとって必要なことであり、そのためのコストは石炭に依存し続けるよりも低くなると強調した。また、エネルギー系シンクタンク、エネルギーフォーラムのパンデラ社長は、同政策はポーランドが良い方向へ進むための重要なステップであるが、ポーランドが直面している全ての課題に応えるものではないと述べた。

洋上風力発電法関連動向【20日】

洋上風力発電法に関する作業は、同発電による電力の最高価格を決定する最終段階に入った。先日気候・環境省が公表した案では、同価格は301.5ズロチ/1MW(70ユーロ/1MW)とされている。洋上風力発電所への投資家は同価格に失望しており、ポーランド風力エネルギー協会は、ポーランドのエネルギー政策で策定される目標の実現を脅かす可能性があるとしている。同価格の算出には資本コスト、風力発電の生産性、ズロチ・ユーロの為替レート等が考慮されているが、洋上風力発電の生産性が過大評価されている、為替レートの変動の可能性等の声が上がっている。

チェコ政府、ポーランド石炭採掘計画を欧州連合司法裁判所へ付託予定【22日】

チェコ共和国は、ポーランドとチェコの国境付近にあるトゥルフ褐炭鉱の拡張に関し、ポーランドを

欧州連合司法裁判所(CJEU)に訴えることを決定した。チェコ側は、同鉱山が地下水位の低下など、国境地域の環境に悪影響を与えていると主張し、予防措置として石炭の採掘を一時的に停止することを求めている。

さらに、当該鉱山と発電所の複合施設は、ドイツの地方自治体(ザクセン州)からも批判されている。ザクセン州は既に欧州委員会(EC)に苦情を申し立てており、同州はドイツ連邦政府に対してチェコの訴訟に参加するように働きかけている。

訴状は2月末に裁判所に提出される予定であるが、判決が出るまでの間、紛争は双方の合意により解決される可能性もある。他方、判決が出るまでに約1年かかる可能性がある。

戦略エネルギー・インフラ担当政府全権委員、2050年気候中立にコミットせず、公平な移行基金を半額受領と発言【23日】

ナウムスキ戦略エネルギー・インフラ担当政府全権委員は、POWERPOL 全国エネルギー暖房会議において、ポーランドは2050年までに気候中立性の目標に同意しておらず、公正な移行基金からの資金の半分だけを受け取るようになることと述べた。首相府に近い取材者の情報源は、同氏の発言から距離を置いているが、気候中立への合意は首相の立場を弱める可能性があるため、この話題は非公開であることを確認している。ポーランドは公正な移行基金の最大の受益国となり、35億ユーロを受け取る予定だが、気候中立に同意しない場合は17億5,000万ユーロしか受け取れず、エネルギー転換がより困難になる。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1)外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2)以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3)上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4)現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5)不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者の増加が続いており、同3月20日には、感染事態が宣言されました。同10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取ることとなっています。同11月9日から小学校及び高等教育機関においては、実務授業を除きリモート授業が義務化されています。また、幼稚園、保育園の活動に制限がありますが、各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。2021年2月1日からは、防疫措置が適切に講じられているという条件の下でショッピングモール内の店舗の営業が再開される

など、一部の規制措置が緩和されています。また、同年2月27日からは、公共の場で口及び鼻を覆う際は、マスクのみが認められ、スカーフやマフラー、フェイスガード等で口などを覆うことは認められなくなります。

今措置については、国家警察本部が同義務を履行しない者に対する取締りを厳しく行うと発表していますので、御注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。

また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール：cons@wr.mofa.go.jp

電話番号：22-696-5005(受付時間：月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年3月からは健康保険証としても使えるようになる予定です。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル：(81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間(当面の間、入館を見合わせ中)

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

※新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を巡る状況を受け、当面の間入館を見合わせております。電話・メールでの対応は通常どおり、上記の時間帯で行います。御理解の程、宜しくお願いたします。

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話：22-584-7300、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51、Warszawa)

【開催中】 展覧会「Paradise 101」【2月2日～5月16日】

クラクフの日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「Paradise 101」が開催されます。ポーランドの写真家アーティスト、ヴォイチェフ・ヴィエテスカ(Wojciech Wieteska)によって撮影された、日本の平成時代の社会における変化を表現した写真展です。入場は有料です。

開催場所: Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha (Marii Konopnickiej 26, 30-302 Kraków)

詳細: <https://manggha.pl/wystawa/paradise-101>

【予定】 展覧会「アイヌの世界 ブロニスワフ・ピウスツキから萱野茂にかけて」【3月12日～8月29日】

ワルシャワのアジア太平洋博物館にて、展覧会「アイヌの世界 ブロニスワフ・ピウスツキから萱野茂にかけて」が開催されます。アイヌ文化及びブロニスワフ・ピウスツキの研究を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所: Muzeum Azji i Pacyfiku im. Andrzeja Wawrzyniaka, Solec 24, 00-403 Warszawa

詳細: <https://www.muzeumazji.pl/en/temporary-exhibition/the-world-of-the-ainu-from-bronislaw-pilsudski-to-shigeru-kayano/>

【予定】 ウェビナー「福島第1原発事故の10年後 法的側面からみた日本及びポーランドにおける原子力の発展」【3月11日(火) 13時】

立法・経済分析センター主催によるウェビナー「福島第1原発事故の10年後 法的側面からみた日本及びポーランドにおける原子力の発展」が開催されます(ポーランド語)。参加費は無料です。

開催場所: 立法・経済分析センターフェイスブックページ <https://www.facebook.com/CALGNGO/>

詳細: <https://calg.pl/>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(newsmail@wr.mofa.go.jp)